労　働　協　約　書

令和3年2月16日

労　働　協　約　書

　大阪府（以下「府」という。）は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和２７年法律第２８９号）及び労働組合法(昭和２４年法律第１７４号)に基づき、府に勤務する地方公営企業等の労働関係に関する法律附則５項に規定する一般職に属する地方公務員（以下「従業員」という。）が結成する大阪府従業員組合（以下「組合」という。）との間に、次のとおり協約を締結する。

第１章　総　　　則

第１条　府は、組合の健全な発展を尊重し、従業員の生活の安定に努め、組合は、組合員をして法令、規則等に基づく秩序及び規律を厳守せしめ、府行政の能率化に協力するものとする。

２　府は、給与、勤務時間その他の勤務条件に係る組合との合意事項を尊重し、その変更に関しては、組合と誠実に協議を行うものとする。

第２条　府及び組合は、第１条第１項の目的を達成するため､業務協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

２　協議会の組織及び運営に関しては、第２章に定めるところによる。

第３条　府は、従業員に関する次の各号に掲げる事項については、あらかじめ組合と協議した後、協議会に付議するものとする。

　(1) 賃金その他給与に関する事項

　(2) 労働時間、休日及び休暇に関する事項

　(3) 昇職、降職、転職、免職、休職、先任権及び懲戒の基準に関する事項

　(4) 労働に関する安全、衛生及び災害補償に関する事項

　(5) 前各号に掲げるもののほか、労働条件に関する事項

　(6) 苦情処理に関する事項

第４条　組合員が給与を受けながら組合のためその業務を行い、又は活動することができる場合又は期間は、次のとおりとする。

　(1) 前条各号に掲げる事項について、府と団体交渉を行う場合

　(2) 技能労務職員就業規則（平成２３年大阪府規則第２２号）第１４条第２項に規定する休日（特に勤務を命ぜられた場合を除く。）及び同規則第１５条第１項に規定する代休日（特に勤務を命ぜられた場合を除く。）並びに年次休暇並びに休職の期間

第５条　協議会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律第１３条に規定する苦情処理共同調整会議の行う苦情処理に関する事項を掌るものとする。

第２章　業務協議会の組織及び運営

第６条　協議会は、府及び組合が職員又は組合員の中から選出する双方７名の委員をもって構成する。

２　委員の任期は１年とする。ただし、再任を妨げない。

第７条　協議会に委員長､副委員長各１名を置き､委員の互選により選出する｡

２　委員長は、協議会の事務を統理し、会議の議長となる。

３　委員長に事故があるときは、副委員長が職務を代理する。

第８条　協議会は、次に掲げる事項を協議する。

　(1) 第３条各号に掲げる事項

　(2) 第５条に定める苦情処理共同調整会議に関する事項

第９条　委員長は、関係部課長及び組合に対して、審議に必要と認められる資料の提示を求めることができる。

第１０条　協議会において審議した事項については、府及び組合の双方は、誠意をもって履行しなければならない。

第１１条　協議会は、必要の都度又は委員の２分の１以上からの請求がある場合において委員長が招集する。

第１２条　協議会は、府側委員及び組合側委員のそれぞれの２分の１以上の出席がなければ成立しない。

第１３条　協議会の議事は、出席委員３分の２以上の同意により決する。

第１４条　委員がやむを得ない理由により出席できないときは、あらかじめ協議会に提出した補充委員の中から代理者を出席させることができる。

２　第６条第１項の規定は、前項の場合に準用する。

第１５条　協議会は、必要に応じ幹事を置くことができる。

２　幹事は、職員又は組合員の中から選出し、会議の準備、会議録の作成等会務を処理する。

第３章　従業員の賃金その他給与

第１６条　従業員の賃金その他給与に関する事項は、第３条の規定による決定に基づき別に定めるもののほか、この協約書の定めるところによる。

２　従業員の給与は、地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３８条第２項及び第３項に規定する原則に基づき定めなければならない。

第１７条　従業員の給与は、給料及び手当とする。

第１８条　従業員に適用する給料表は、技能労務職給料表とする。

第１９条　手当の種類は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

２　手当の支給要件は、技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成２３年大阪府条例第５号）の定めるところによる。

第２０条　従業員の給与の支給方法その他給与に関する事項は、第１６条から前条までに定めるもののほか、職員の給与に関する条例（昭和４０年大阪府条例第３５号）が適用される職員の例による。

附　　則

第２１条　この協約は、締結の日から起算して１年間有効とする｡ただし､府又は組合から期間満了１か月前までに改正の申出がないときは､さらに１年延長する｡

２　この協約を改正する場合において、新協約が締結されるまでの間はこの協約の例による。

　この協約の締結を証するため、本書２通を作成し、府及び組合が各１通保有する。

　令和３年２月１６日

　　　　　　　　大　阪　府

　　　　　　　　代表者　　大阪府知事　　吉 村　 洋 文

　　　　　　　　大阪府従業員組合

　　　　　　　　代表者　　組　合　長　　坂 口　 陽 一